等級ごとの職員数について（令和8年4月1日現在）

行政職給料表

級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合　計		内　訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職　名	（人）	（人）	（%）	段 階
1　級	定型的な業務を行う職務	16	8.6	主　　事	10	33	17.7	係員級
				保　健　師	1			
				保　育　士	2			
				管理栄養士	1			
				教　　諭	2			
2　級	主任、困難な業務を処理する主事の職務	17	9.1	主　　任	17			
3　級	係長、困難な業務を処理する主任の職務	58	31.2	係　　長	58	58	31.2	係長級
4　級	課長補佐の職務	20	10.8	課長補佐	20	69	37.1	課長補佐級
5　級	企画監、主幹、困難な業務を処理する課長補佐の職務	49	26.3	企　画　監	1			
				主　　幹	18			
				課長補佐	30			
6　級	理事、参事、総務課長、次長、課長、局長、所長、館長、園長高度な業務を処理する企画監の職務	26	14.0	参　　事	0	26	14.0	課長級
				総務課長	1			
				次　　長	0			
				課　　長	13			
				局　　長	1			
				所　　長	8			
				園　　長	2			
				会計管理者	1			

※ つるぎ町職員の給与に関する条例第5条第2項の規定による、級別標準職務表において級を決定されない職員（ 特別職職員、企業職職員［病院職員］、技能労務職員、その他会計年度任用職員 ）を除く。

※ 暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員　2級　8名除く。